

制度化された金銭貯蓄の長期分析： 労働者貯蓄の英国史序説（2）

道 盛 誠 一

はじめに

本稿の主題は、前稿の最後で検討した1887年家計調査から抽出した労働者の貯蓄行動の態様をどのように評価付けすればよいか、にある。連合王国マクロ基準での貯蓄諸計数と照合して、検討をすすめることとする。

マイクロ・データの積み上げをもとにした検討を採用していない。採用しないのではなくて、採用できないのである。同家計調査の標本に照応する貯蓄取扱機関の同定は不可能であるし、遺蔵されている文書記録との照合も不可能だからである。個別標本を同定するために必要な情報は、当然ながら、報告書に記載されていないし、個別標本の生活圏に該当する貯蓄取扱機関で今日まで記録を伝承している事例を確認できていない。

連合王国基準の計数を採用するのは、既述家計調査の標本が連合王国の全領域にわたっているからである。連合王国を構成する複数の領域毎に対照データを選択する手法も考えられるであろう。しかしながら、本稿ではこの手法に拠っていない。標本数の少なさが主因で、有意な差別をもった結果を得られなかったからである。

表 1 労働者家計の貯蓄

1 収支償って
剩りありや

既述家計調査がサン
プル数の少なさ故に史
料としての限界を有す
ることは、既に前稿で
述べたとおりである。
にもかかわらず、サン
プルの分布としては、
居住地や職業ならびに
週賃金の水準を勘案し
て、なにがしか有為な
示唆を含んでいるもの
と考え、その分析に独
立の節を充てたので
あった。19世紀末の
労働者貯蓄の実態の一
断片として前節の分析
から抽出できるものを
改めて取りまとめてみ
よう。表1のとおりで
あった。ここでは、備
考欄を設けて、以下の
分析に必要な情報を盛
り込んでいる。

	家族数	年間所得 総 額			保険または共済 費出の年間所得 総額に対する比	所得剰余の 年間所得総額 に対する比
		l.	s.	d	%	%
①	4	28	12	0	—	30.26
②	5	29	5	0	3.59	-70.88
③	6	32	0	0	3.75	-26.69
④	8	33	16	11	5.77	-52.67
⑤	4	42	0	0	6.43	-5.45
⑥	4	44	16	0	11.67	-23.62
⑦	5	50	0	0	2.70	4.07
⑧	5	50	8	1	7.30	-13.97
⑨	4	52	0	1	2.34	-7.28
⑩	4	52	19	1	6.09	16.63
⑪	2	54	12	0	1.99	8.11
⑫	3	55	0	0	2.77	-2.59
⑬	3	59	11	1	7.45	-17.26
⑭	4	62	10	1	4.43	42.90
⑮	9	66	10	1	2.25	-18.34
⑯	6	68	4	1	2.54	-4.33
⑰	3	71	10	1	10.14	14.25
⑱	8	75	16	0	1.72	6.46
⑲	8	78	10	1	2.04	8.03
⑳	4	80	0	9	3.25	-3.56
㉑	7	82	10	1	2.26	6.37
㉒	4	82	12	1	5.10	14.06
㉓	4	83	0	1	2.05	26.47
㉔	8	88	10	1	5.88	2.22
㉕	3	90	0	1	2.84	15.74
㉖	6	93	1	1	3.72	-11.07
㉗	8	93	19	1	2.13	2.39
㉘	9	97	0	1	4.02	-13.52
㉙	9	100	4	1	2.82	2.32
㉚	3	102	0	1	3.72	31.82
㉛	3	107	18	1	4.42	3.40
㉜	4	109	12	1	7.11	14.62
㉝	9	125	0	1	3.47	4.14
㉞	4	150	0	4	4.33	14.36

まず、質問票に見ら

H. M. S. O., *Returns of Expenditure by*

貯蓄総計の 年間所得総額 に対する比 %	備 考
—	好況期ならば過当たり約9%
3.59	1 共済系
3.75	1 共済系
5.77	1 共済系
6.43	1 ないし 2 共済系
11.67	2 労働組合
2.70	1 共済系
7.30	1 ないし 2 共済系
2.34	1 共済系
6.09	1 ないし 2 共済系
1.99	1 共済系
2.77	1 共済系
7.45	2 ないし 3 共済系
+ α 4.43	1 ないし 2 共済系, + 建築組合 + 協同組合の可能性大 持ち家
2.25	1 共済系
2.54	1 共済系
16.48	1 労働組合, 1 建築組合
5.68	1 共済系, + 1 協同組合
2.04	1 共済系 かつては貯蓄あり
3.25	1 ないし 2 共済系 かつて bank に 15ポンド (8年かけて)
2.26	1 共済系 ほとんど貯蓄無し
+ α 5.10	2 ないし 3 共済系, + 1 協同組合, 1 建築組合
26.00	1 共済系, + 1 協同組合 持ち家
5.88	2 ないし 3 共済系 (1 労働組合含む), + 協同組合 過去 7—8年貯蓄無し
10.64	1 共済系, 1 生保, 1 火災保 + 協同組合, bank
3.72	1 ないし 2 共済系
+ α 2.13	1 共済系
4.02	1 ないし 2 共済系 いつも家計は赤字
8.80	1 ないし 2 共済系, + 協同組合
23.72	1 ないし 2 共済系, + 建築組合, 協同組合, 株式 19%は貯蓄
4.42	2 ないし 3 共済系
+ α 7.11	4 ないし 5 共済系
9.90	2 ないし 3 共済系, + bank, 協同組合
21.00	3 ないし 4 共済系 (含む, 1 労働組合, 1 生保), + 建築組合

Working Men, 1889 [C.-5861]

れる金銭貯蓄関連の質問項目は2項目ある。

第1に、生計費に関する質問は過当たり金額を問う形式で組み立てられているが、その中に「友愛組合、労働組合、建築組合への支出」とある。調査報告書に取りまとめられた際には、「保険もしくは共済への支出」として項目建てされているものである。建築組合がここに含まれていることに注目してよいであろう。通常、建築組合の利用者は中流階級色が強いとされているからである。労働者階級が利用しているとしても、上層熟練工に限られていたとされているからである。しかも、ここでは、「保険もしくは共済への支出」と整理される。しかしながら、回答者が回答に際して付帯した注記によれば、当該項目に建築組合が含まれていることが明らかなのはただ1例にとどまるし、次に触れる年間項目で取り扱うものと理解されていたように思える。したがって、実質的にこの項目に含まれているのは、共済系機関への拠出金であろう。ただし、そうなれば、簡易保険がここに含まれていると考えたほうがよいかもしれない。友愛組合には、集金型生命保険組合（すなわち、簡易保険組合）が含まれているからでもある。

第2に、一部質問が年間総支出額で行われているが、そのなかに「もしあれば、銀行、協同組合、建築組合への年間貯蓄額」とある。調査報告書の取りまとめでは、主表には取り入れられず、回答者による注記を紹介する欄外注に見られる。協同組合、建築組合、銀行、株式、そして火災保険への貯蓄の振り向けについての記述が、34回答者中11例に見てとれる。そうした「年間貯蓄」に言及した記事を勘案して、表1の最後列「貯蓄合計の年間所得総額に対する比」にいう「貯蓄合計」を算出している。すなわち、「貯蓄合計」＝「保険または共済費」＋「年間貯蓄」である。この計列で「+α」を付したものは、家計剰余から見ても、注記記事から見ても「年間貯蓄」があるはずにもかかわらず、同定できないものを指している。

以上2分類の貯蓄性費出が、ここでの分析の基本構成部である。以下では、それぞれについて、さらに立ち入った注釈を加え、表1の読解に資す

ることとしたい。

表1には、各回答者毎に欄外備考を用意している。まずは、第一分類に対応する費出についてだが、どの種の貯蓄取扱機関を利用しているのかを記している。週当たり6ペンス拠出を基準として、共済系機関（すなわち、繰り返せば、上記第一分類にいう、「友愛組合、労働組合、建築組合への支出」、「保険もしくは共済への支出」）を検討し、利用機関がおおよそいくつかを推定している。「1共済系」とは友愛組合もしくは労働組合、建築組合（実態としては、友愛組合もしくは労働組合）のいずれか1つに拠出したであろうことを示してい、「1ないし2共済系」とか「2ないし3共済系」とあるのは当該機関を複数利用しているであろうことを示している。この際、回答者注記によって機関種が同定できる場合には、「〇〇共済系」の記述に「(含む、□□)」と添えてその旨を表示している。全て機関種が同定できる場合には、「〇〇共済系」という記述に代えて機関種名とその数を記してある。

次に、第二分類に対応する費出については、共済系に関する備考記事に「+」記号付で機関種名とその数を記している。当該の年間貯蓄額が「貯蓄合計」項に反映されていることは、既述のとおりである。

さて、ここで扱っている1887年の家計調査には、大きな問題点がある。資産・負債に関する質問を全く欠いていることである。そのために、金銭貯蓄の具体像を浮き彫りにする決め手に欠けることになっている。回答者注記の一部には、残高に言及しているものもあるとはいえ、わずか2例にとどまっている⁽¹⁾。その要点は、同表備考に転記しておいた。ストックとフローをとともに睨んで考察することが、貯蓄行動を分析するためには不可欠である。この関連で、さらなる問題がある。配当所得ないし利子所得がこの報告書の家計収入の集計には反映されていないと思われることである。調査の質問票にこの点に関する項目が設けられていないことも、事実として指摘しておかねばならない。共済系費出以外の貯蓄が確認できるものは、⑭、⑰、⑱、㉒、㉓、㉔、㉕、㉙、⑳、㉓、㉔の11例に及ぶが、

家計収入に配当所得もしくは利子所得を算入していると思われるのは②④と③⑩の2例に過ぎない。この2例以外の9例は、この所得を家計収入に皆目反映させていないのである⁽²⁾。

このように資産側については若干の情報を得ることができるが、負債にかかわる注記はいっさい見られない。赤字家計がおよそ半分に及んでいることは既に記述したとおりだが、これらの赤字がどのように補いをつけられたのか、全く不明である。年間所得総額の10%どころではない、20%や50%、70%におよぶ赤字を記録している場合でさえ、そうなのである。これらの場合には、貯蓄の取り崩し関連の記述すら、皆無である。資金調達の側面に関わる重要な情報がこの調査からは得られないということである。

その他、同調査について気になる点をひとつだけ挙げておこう。失業や疾病に対する共済手当の給付も、家計収入としてほとんど算入されていないように思える。手当の給付を所得に加算していると思われる例は、1例にとどまる。ストライキによる労働損失や疾病によるそれが年間十数週ないし二十数週に及ぶ事例でさえ数例あり、年間数週のものを加えれば15例にのぼるにもかかわらず、である⁽³⁾。

以上、凡例的な前書きを記してきたが、このような諸事例から当時の労働者貯蓄の実態にどこまで迫ることができるのかを試してみたい。この調査報告書は、当時の家計の平均態と比較して、疾病による労働損失はやや過小、ストライキ等によるそれはやや過大だが、平均態とはさほどかけ離れてはいないと、評価している。家計の支出構造そのものの分析も興を惹かれるし、筆者本来の目標からすれば、家計支出の構造と関連させて貯蓄行動を論ずべきである。が、しかしながら、ここでは家計支出に関する分析は留保して、貯蓄面に即して平均態との比較の試みに限定する。比較対照の相手となる平均態とは、冒頭に述べたようなごく粗いものととどまる。基本的には、統計データとして利用可能な情報の欠如が原因である。それも貯蓄取扱機関別のデータに依拠するにとどまる。機関別のデータ系列でさえきわめて不十分である。

さて、34の事例中で共済系の費出を回答していないのは、1例だけである⁽⁴⁾。すなわち、34事例中33例が1以上の共済系機関に保険もしくは共済の費出を行い、そのうち11例がその他の金銭貯蓄を協同組合等に対して行っているということになる。既述の機関種ならびにその数の推計を用いて、共済系の利用口座数は延べ42ないし57になる。協同組合は8ないし9、建築組合は5、銀行が2となる。ここで、印象的なのは、「銀行」である。ここにいう銀行が普通銀行だとすれば、時代の変化を見てとるべきなのであろうか。普通銀行が零細貯蓄を扱わない長い歴史を持つことは、既に旧稿で指摘した。が、確かに、この時期には、支店銀行化の潮流がうねり始めていた。しかしながら、調査の質問記述に登場していたことを考慮すれば、また、労働者貯蓄の預け先として貯蓄銀行がまずもって代表的なものであったということも考慮すれば、ここにいう「銀行」とは貯蓄銀行だと考えるのが穏当な所であろう。しかしながら、としても、これはこれでまた別な問題を引き起こす。貯蓄銀行だとすれば、利用があまりに過小なのである。郵便貯蓄銀行が開業して既に四半世紀を経ている。先達の信託貯蓄銀行の扱い高を凌駕してからでも数年を経、口座の普及度も加速に加速を重ねている時期なのである。因みに、傑出して高所得の③には、「銀行」の記述が無い。

ここで、34所帯の総家族人員数を母数として、上述の諸機関の利用度ともいうべきものを試算してみよう。総家族人員は180名であるから、共済系（友愛組合、労働組合、簡易保険組合）の利用度は、0.233ないし0.317。協同組合は0.044ないし0.05、建築組合は0.028、銀行は0.011となる。いずれかの共済系組合を利用しているのは、おおよそ3人ないし4人に1人というわけである。協同組合は約20人に1人、建築組合は35人に1人、銀行は90人に1人ということになる。こうした利用度を連合王国平均と較べると、どのようなことが見えてくるであろうか。同時期の機関別利用度は次節で分析するところであるが、先取りして当該時期の計数を参照すれば、次のようになる。友愛組合と労働組合については拠出金出

資者数を採用し、簡易保険組合については払い込み済み証書数を採用しているため、正確な比較にはなり得ないが、他に利用可能なものが無い。あくまでも、連合王国平均値の、限界をもつ代替値である。連合王国人口を母数にとっている。それによると、友愛組合と労働組合の合計利用度は0.076、これに簡易保険組合を加えた合計利用度は0.185である。共済系の全国利用度は5人に1人程度と出たことになる。1887年家計調査の回答者群は全国平均よりも、共済系の利用度がかなり高いことになる。協同組合出資者数の全国人口に対する比率は0.037、27人に1人であるから、家計調査の方が若干高めとなる。建築組合出資者数の全国人口に対する比率は0.016、約60人に1人であるから、これは家計調査の方が相当高いことになる。最後に銀行であるが、信託貯蓄銀行と郵便貯蓄銀行の、いずれも普通部のみ口座数を人口で割ったものは、0.17で約6人に1人である。先ほど言及したとおり、銀行の利用度は極めて低いことがここでも確認できる。ここまで低いと、既述の推測とは逆に「銀行」とは貯蓄銀行ではなくて普通銀行のことであったかとさえ考えたくなる。しかしながら、繰り返すことになるが、労働者貯蓄を見るうえで、貯蓄銀行は抜かせないのである。1880年代末であれば、なおさら、ということである。

このように1887年家計調査の貯蓄取扱機関の利用形態には、連合王国平均態とのずれが見てとれる。それでは、貯蓄金額の面ではどうであろうか。家計調査の事例は、年間所得80ポンド級にならないと、年間貯蓄額の記述が登場しない。それによれば、協同組合に3ポンドから6ポンド、銀行に数ポンド、建築組合に数ポンドないし25ポンドといった態である。連合王国ベースでのフローデータはごく断片的にしか持ち合わせていない。ここで対照できるものがない。ただ、ネットでの増加額、すなわち一人当たり貯蓄残高の増分を参考までにあげてみると、郵便貯蓄銀行で2シリング、協同組合で約3シリング、簡易保険組合では（この場合払い込み済み証書1通当たりの生涯年金基金残高）4シリング弱である。一人当たり残高そのものも列挙すると、信託貯蓄銀行普通部が約29ポンド、郵便

貯蓄銀行が約 14 ポンド、建築組合出資金がおおよそ 50 ポンド、協同組合が 10 ポンド、連盟型友愛組合が 6 ポンド、となる。家計調査の事例で、金額と機関種が同定できる場合を拾って対照させると、連合王国の単純平均態よりも貯蓄に熱心な家計の姿を見てよいのかもしれない。

ところで、これらの事象を評価する上で、欠かさず考慮しなければならない点があろう。19 世紀末という時代状況である。英国民の勤勉さが廃れてき、端的に勤儉貯蓄の習性が衰えてきていた、といわれている。その理由として、食料・飼料の供給源を海外に依存する態勢が本格化し第一次産業の衰退が決定的になったこと、製造業の国際競争力が低下して基幹産業を中心にリストラが進行中であったこと、本格的な大衆消費社会に入り家計支出の拡大と支出構造の変化が見られたこと、が挙げられている。こうした理由付けは、一見もっともである。しかしながら、1887 年家計調査の示す労働者貯蓄の姿は、こうした一般的な理解に反していよう。では、連合王国の平均態は通説を裏付ける姿を示しているのであろうか。次節では、この平均態の姿を確かめ、1887 年家計調査の占めるべき位置を考える縁としたい。上述の通説が大きく修正される余地をもったものであることが、明らかにされるであろう。

- (1) 表 1 の⑭は協同組合出資金として 90 ポンドの残高を保有している、とある。また、同⑮は建築組合ならびに協同組合、そして株式に 900 ポンドの残高を保有して、合計で 34 ポンドの配当もしくは利子が得られた、とある。なお、⑰は、かつてあった貯蓄は消尽し、永らく貯蓄の実績無し、と述べている。また、⑲は、8 年かけて銀行に 15 ポンド貯蓄したが、過去 2 年間の医者代に使い切り、今では 3 シリングしか残っていない、と述べている。
- (2) なお、年間所得総額から主たる所得者の所得ならびに同副業所得、および家族内の他の所得者の所得を控除してもなお残額が残る事例が、7 例ある。⑫、⑬、⑱、㉓、㉔、㉕である。そのうちの 3 例、すなわち㉓、㉔、㉕は、共済系以外の貯蓄機関が同定できたグループに属している。しかも、㉓と㉕は、貯蓄残高を記述していたグループでもある。㉔は、注(1)で言及したよう

に、900ポンドの貯蓄残高を有し、それに対する配当もしくは利子所得が34ポンドあった。この氏の場合、彼の所得と家族2名の所得の合計と家計所得総額との差がなお23ポンドある。この23ポンドの説明要因として、34ポンドが有効なかもしれない。㉓の場合は、90ポンドに対する配当額が不明であるが、彼の所得と家族1名の所得の合計と家計所得総額との差がなお7ポンドある。配当がこの7ポンドに相当するのかもしれない。また、㉔の場合は、協同組合出資配当として5ポンド10シリングが挙げられている。家計所得総額との同様の残差額が13ポンド10シリングあり、この説明因としてこの配当と労働組合書記手当で2ポンド8シリングが当てられているように思える。なお、この㉔の場合、㉓と同率の配当であったとすれば、60数ポンドの出資金残高を保有していることになる。いずれにしても、高額の貯蓄残高と相当に高率な配当率もしくは利子率が、記録されていることになろう。

- (3) それにしても、手当での給付を記述している例によれば、共済手当での額に愕然とする。1週間の疾病と20週間の失業による労働損失、合計21週間の労働損失に対して給付された手当てが3ポンド17シリングであったという。

同例の主たる所得者が労働組合に拠出した金額、3ポンド18シリングにも及んでいないのである。共済手当での実態と比較する余裕を持たなかったので、これ以上は言を重ねない。別稿に期したい。

- (4) この事例でさえも、「好況なら、毎週所得の9.1%は貯蓄に回せる」と述べている。

2 労働者貯蓄を長期に概観すれば

かつて旧稿⁽⁵⁾で、郵便貯蓄銀行、信託貯蓄銀行、建築組合、友愛組合、労働組合、協同組合、簡易保険会社に商業銀行預金を加えた機関別計数の長期時系列を編むとともに、貯蓄者の社会的階層析出を目的とした貯蓄取扱機関のグルーピングを試みたことがある。国民所得計数との相関分析を踏えれば、信託貯蓄銀行と建築組合がその他の諸機関とは異なったグループに属する可能性が高いというのが、分析結果であった。特に建築組合は正の相関を示すものの統計上有意とはいえない決定係数を示していた。つまり、この2種はその利用者の貯蓄資金には景気変動から中立的な傾向を

示しているのではないか、ということである。したがって、この旧稿の暫定的結論は、労働者／低所得者の貯蓄は共済組合や簡易保険、貯蓄銀行（特に郵貯）に流れ、高級熟練工／専門職／中高所得者の貯蓄は共済組合や建築組合、保険会社、（普通銀行）に流れるというものであった。

貯蓄取扱機関の種差が貯蓄者の階層に対応するという仮設に基づいた考察は、ポール・ジョンソンによって深められた⁽⁶⁾。彼は、同時代人の証言や分析、および研究史を踏まえ、各機関の貯蓄勘定ないし基金総額のうち労働者階層に帰すべき割合を、今世紀最初の30年間について推計している。彼の推計の概要を示せば、下記のようになる。

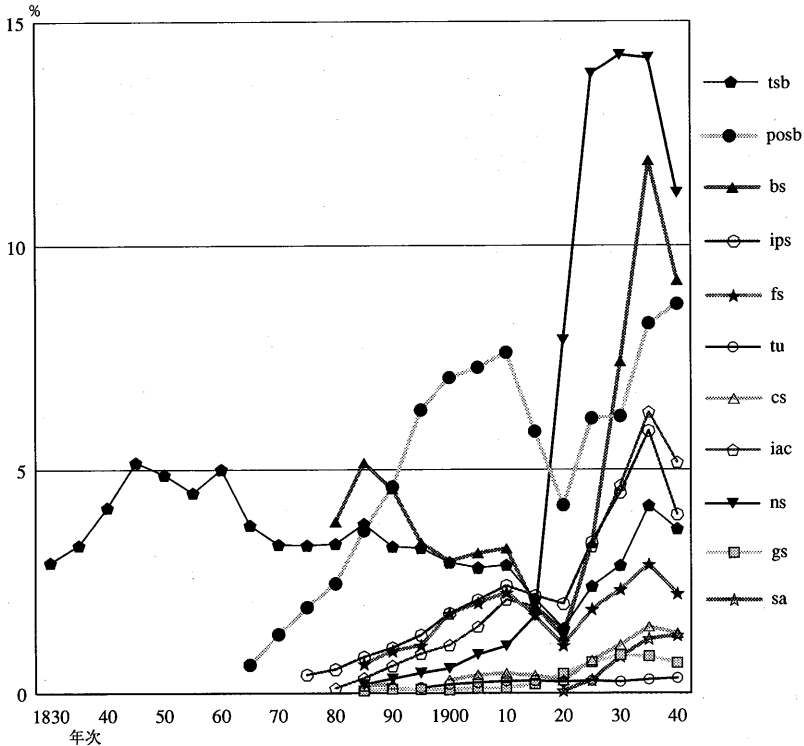
貯蓄銀行普通部 30%、同特別投資部 5%、同国債部門 5%、貯蓄証書 30%、建築組合出資・預金 10%、簡易保険会社 90%、友愛組合 90%、協同組合 75%

ジョンソンの推計結果から、いくつかの興味深い示唆を汲み取ることができよう。第一に、19世紀をとおして勤儉貯蓄運動の代表的な担い手と自他ともに任じていた、信託貯蓄銀行が労働者向けの機関ではなかったと判定されている。第二に、飛躍的な勢力拡大を果たした当該期でさえ、建築組合は労働者向けの色合いが希薄であると判定されている。これら2点は、上述した筆者旧稿の分析結果と合致しているかのようなのである。ここでは、この2点に即して、若干の検討を加えることにする。

図1は、各種取扱機関の貯蓄勘定ないし基金残高の推移を、対GDP比で見たものである。各系列における1910年代の落ち込みには、戦時貯蓄証書を中心とした戦時貯蓄増強運動の高揚が反映している。この戦時貯蓄運動そのものが豊富なエピソードをもち、貯蓄史の一章を当てるに値するが、別稿を期してここでは立ち入らない。まず、ここでの対象期間における大凡の傾向を抽出することにしよう。

時間軸に即せば、第一次世界大戦前と同戦後とで区分して考えることが妥当であろう。第一次世界大戦前では、対象に据えた機関を2つにグルーピングすることができるのである。信託貯蓄銀行と建築組合が第一グルー

図1 機関別残高の推移（対GDP比）



注1 機関別残高の GDP に対する百分比。機関別計数は、*Statistical Abstract of the United Kingdom*と*Report of Chief Registrar of Friendly Societies*. GDP 計数は、B. R. Mitchell, *British Historical Statistics*, 1988 による。

注2 tsb は、信託貯蓄銀行のこと。普通部門と特別投資部門との合計で、国債部門を控除。

注3 posb は、郵便貯蓄銀行のこと。普通部門のみ。国債部門を控除。(当該期に特別投資部門は開設されていない。)

注4 bs は、建築組合。出資金と預金の合計。

注5 ips は、協同組合。出資金と預金の合計。

注6 fs は、友愛組合。普通組合と連盟組合の拠出金。

注7 tu は、労働組合。拠出金。

注8 cs は、簡易保険組合。生涯年金基金。

注9 iac は、簡易保険会社。生涯年金基金。

注10 ns は、中央政府発行の貯蓄証券とその他貯蓄証券。

注11 gs は、国債だが、信託貯蓄銀行と郵便貯蓄銀行の国債部門。

注12 sa は、自己管理年金基金。

ブで、停滞もしくは衰退傾向を示している。労働組合は水準の増勢を示すものの、他の組合組織系列と比較すると著しい差異があり、この停滞グループに入れてもよいのかもしれない。その他の系列が第二グループで、当該期における顕著な増勢を示している。19世紀末には勤儉貯蓄の預け先が多様化したことが分かる。一方では保険の比重が増し、他方では（建築組合を例外として）相互組合組織の比重が高まったのである。貯蓄取扱機関の代表的存在であった、信託貯蓄銀行を基軸にして考えれば、伝統的な金銭貯蓄形態の衰退である。

こうした第一次大戦前に比べて、両大戦間期は労働組合を除く全ての系列が顕著な増勢を示している。特に、建築組合の増勢が際だっている。この特徴は、第二次大戦後について度々指摘されてきたものと重なる。

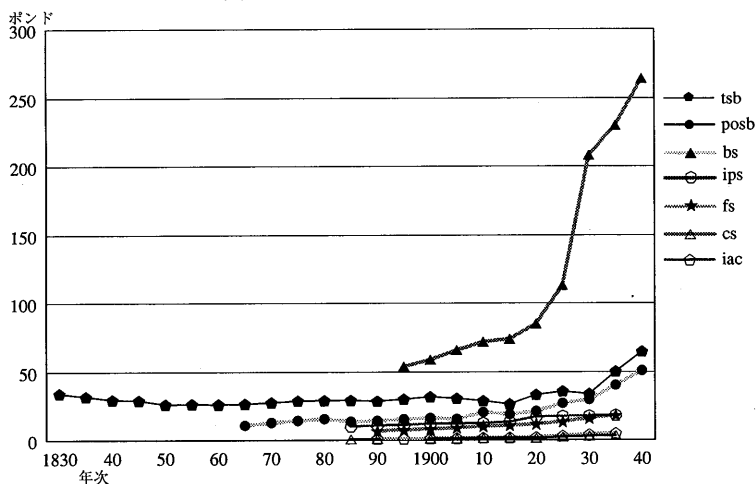
以上の概要を念頭において、さらに貯蓄者一人当たり（保険の場合は保険証書一通当たり、建築組合を除く相互組合の場合は組合員一人当たり）の貯蓄勘定あるいは基金残高と貯蓄者数（保険の場合は保険証書数、建築組合を除く相互組合の場合は組合員数）の対人口比率とを重ねてみよう（前者は図2⁽⁷⁾のシリーズ、後者は図3⁽⁷⁾のシリーズ）。

図2はデフレートなしの名目値である。図2-1の限りでは、建築組合の高水準化に引きずられてその他の系列の増勢が目視し難くなっている。第一次大戦前の時期に停滞基調を示しているのは、信託貯蓄銀行のみである。ここでの信託貯蓄銀行は普通部についてのものであるが、1830年から第一次大戦勃発期にかけての時期には名目値で30ポンド前後に張り付いているのである。図3が示すように、信託貯蓄銀行は利用者数において1860年代以降その普及率が伸びず、業容の停滞を明確にしている。信託貯蓄銀行を利用する貯蓄者に社会的階層上の固定化を見て良いのかもしれない。とすれば、今世紀初頭の30年間についてジョンソンが推量した判断とも合致する可能性がある。既に旧稿⁽⁸⁾でも指摘したように、確かに19世紀末の信託貯蓄銀行批判は厳しいものであった。現実の利用者層が本来目指されてきた大衆層からかけ離れているとの指摘は信託貯蓄銀行運

動そのものに常につきまとい、特に19世紀半ばに郵便貯蓄銀行が設立される過程で強まってもはや存在理由を失った大衆向け機関の烙印を捺されていた。19世紀末の信託貯蓄銀行批判はこうした批判傾向をさらに煮つめる形で行われていたのである。とはいえ、ジョンソンの検証を直ちに了承することは差し控えたい。19世紀への拡張解釈の可能性については、特に留保したい。なぜならば、信託貯蓄銀行運動において指導的役割を果たし続けたのがスコットランド系貯蓄銀行であったことを見逃してはならないと考えるからである。端的には、ピーター・ペインの問題提起⁽⁹⁾に未だ確とした応答がなされていないからである。

こうした信託貯蓄銀行を除けば、図2が実のところ表示しているのは、その他の系列はいずれも増勢にあったということである。建築組合のそれ

図2-1 機関別一人当たり残高



注1 tsb は、普通部門残高を口座数で割ったもの。

注2 posb は、普通部門残高を口座数で割ったもの。

注3 bs は、出資金残高を出資者数で割ったもの。

注4 ips は、出資金および預金の残高を出資者数で割ったもの。

注5 fs は、連盟組合の拠出金残高を拠出数で割ったもの。

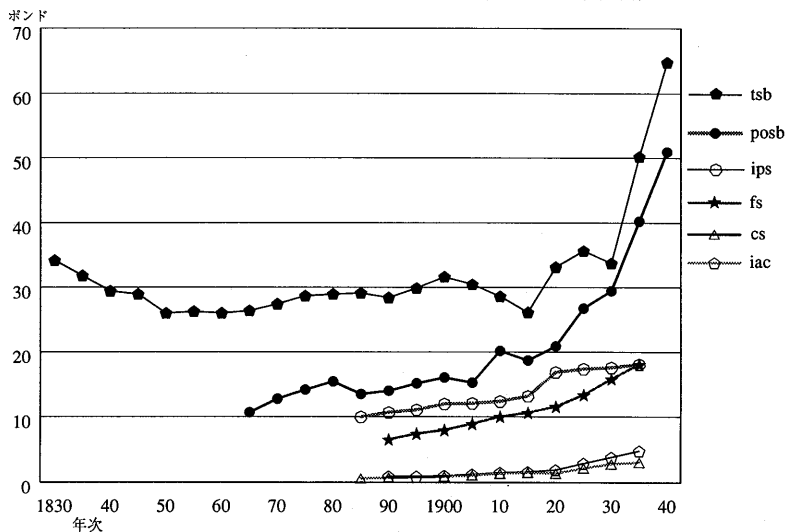
注6 cs は、生涯年金基金残高を払込み済み証書数で割ったもの。

注7 iac は、生涯年金基金残高を払込み済み証書数で割ったもの。

は容易に認められよう。ここで注意を喚起したいのは、それ以外の諸系列の推移である。郵便貯蓄銀行は1865年から1930年にかけて3倍の水準に、協同組合や友愛組合は世紀末から戦間期にかけて2倍の水準に、簡易保険は組合にせよ会社にせよ数倍化しているのである。そもそも、19世紀最終四半期から20世紀初頭にかけての相互組合系の伸張（労働組合を含めて）や簡易保険の普及は、同時代人によって注目され、労働者の生活意識の顕著な向上として喧伝されていた。この点は、後の時代でも、例えばベヴァレッジ報告にも見られるように、この時期の時代相を象徴するものとして認知されている。

こうした現象が図3の示唆する所と基本的に同一であることは、注目に値する。郵便貯蓄銀行や協同組合、簡易保険には利用者の顕著な拡大が伴っていることである。利用者が著しく拡大するとともに一人当たり貯蓄ないし基金残高が数倍化しているのであるから、同時代人の評価には確かな根拠があったと言えよう。ただし、友愛組合と建築組合はこの限りでは

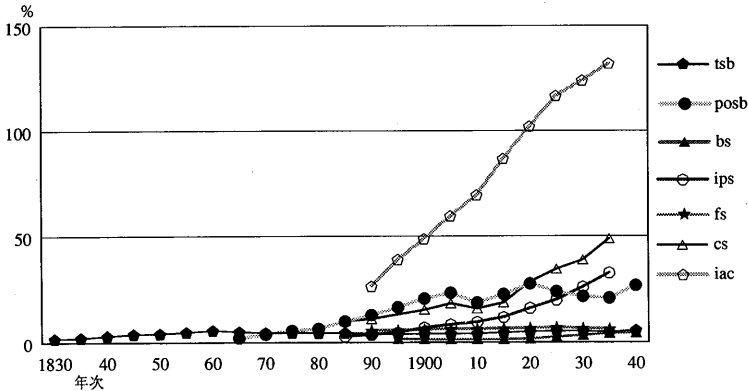
図2-2 機関別一人当たり残高（除く、建築組合）



ない。

図2で別途注目すべきは建築組合の高水準ぶりであった。ここでは世紀末以前の水準を確認できないているが、世紀末現在の水準が群を抜いている上に、戦間期の急増ぶりも際だっているのである。しかも、図3が示すとおり、出資者・預金者の普及率は上記の諸系列とは異なって変化が乏しく、安定を示している。しかもその水準は、信託貯蓄銀行をさらに下回り、図示した系列中の最低である。建築組合の利用者がいかに高水準の貯蓄者であったか、をそれは示している。所得の水準も高い階層に属するであろうことを示唆するものとして考えるのは容易である。ジョンソンの建築組合についての検証にも見合っている。しかしながら、この建築組合についても、ジョンソンの検証を了解することには留保をしたい。19世紀最終四半期には、数百ポンド級の建築組合出資・預金が労働者によって行われていたという記録を見ることができる。人生の最後は救貧法の救済に頼

図3—1 機関別貯蓄者対人口比

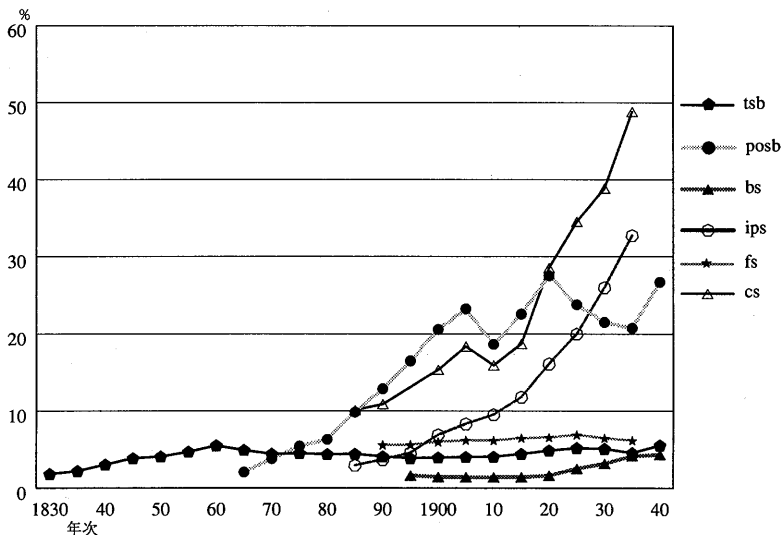


- 注1 tsb は、普通部門口座数を連合王国人口で割ったもの。
- 注2 posb は、普通部門口座数を連合王国人口で割ったもの。
- 注3 bs は、出資者数を連合王国人口で割ったもの。
- 注4 ips は、出資者数を連合王国人口で割ったもの。
- 注5 fs は、連盟組合拠出者数を連合王国人口で割ったもの。
- 注6 cs は、払込み済み証書数を連合王国人口で割ったもの。
- 注7 iac は、払込み済み証書数を連合王国人口で割ったもの。

らざるを得なかった人でさえ 500 ポンドの建築組合預金を保有していたことがあった⁽¹⁰⁾し、前節で取り扱った 1887 年についての家計調査で 900 ポンドの貯蓄残高とあったのは建築組合への出資金もしくは預金だった。これらの事例をどう評価づけるかという問題は、前に貯蓄銀行の「大口」預金について言及した問題と重なり合う。少なくともより詳細な検討が加えられる余地があると考ええる。

最後に友愛組合について触れておかねばならない。この相互組織の示すパターンは、この建築組合のパターンに準じている。1930 年代半ばの組合員一人当たり基金額は 1880 年代半ばの水準に比して 2.5 倍加しているのに対して、組合員数対人口比率は定常的に 6 ないし 7 % で推移している。もちろん、建築組合の高水準とは比べようもなく、したがってその含意は異なるはずであるが、未だ具体的に議論の題材として提供できるものを持たない。社会保険の制度化との関連で、とりわけ戦間期以降の低迷が説明されてきたが、この論理は既に見たその他の相互組合や簡易保険の伸

図 3—2 機関別貯蓄者数対人口比（除く、簡易保険会社）



張と矛盾するであろう。さらに検討する課題としたい。

- (5) 「貯蓄性諸ファンドの分析——英国「大不況期」を中心とした予備的考察」『金融経済』。経済諸指標との相関も勘案して、グルーピングを試みた。
- (6) P. Johnson, *Saving and Spending: The Working-class Economy in Britain 1870-1939*, Oxford, 1985.
- (7) 2図に分けてあるのは、突出した1系列のためにその他の系列の推移が不明瞭になっているためである。図2-2ではその突出した1系列を除いている。(図3についても同様)。
- (8) 「「大不況期」の貯蓄性ファンド——英国の信託貯蓄銀行をめぐる」『金融経済』
- (9) Peter L. Payne, "The Savings Bank of Glasgow, 1836-1914," in *Studies in Scottish Business History*, 1967. スコットランド系貯蓄銀行の利用者の社会的階層がイングランド&ウェールズとはかなり様相を異にして労働者層に浸透していたとの分析に注目してきた(前掲拙稿「「大不況期」の貯蓄性ファンド——英国の信託貯蓄銀行をめぐる」『金融経済』)。また、貯蓄銀行利用者の社会階層に関する同時代の批判は大口預金の実在と絡めたものであるが、大口預金の内容的吟味の必要性を提起したのもペインであった。筆者もその試みを行ったことがある(拙稿, 同上)が、未だ不十分なままである。
- (10) *Royal Commission on the Aged Poor*, 1895 [c. 7684-II], QQ. 6442-43.

3 19世紀末期と労働者貯蓄

3-1 労働者貯蓄拡大の状況

以上2の考察から浮かび上がってくるのは、少なくとも19世紀末期には労働者に貯蓄習慣がさうとう広範に認められるということである。社会保険の制度化の前夜である、この時期には、家計の一部を共済もしくは労働組合に拠出し、複数の簡易保険契約を取り結ぶことが常態化して、協同組合ないし建築組合、貯蓄銀行に口座を開くことが、とくに協同組合へのそれがかなり普及していたと見てよい。貯蓄銀行を除外すれば、1887

年家計調査の分析結果とも合致する。

このような判断を支持する、いわば状況証拠をとりまとめて、確認しておこう。

まず、この時期に広範な貯蓄行動の実在を見て取ることの妥当性は、以下のような事実の存在によって了解を得られるであろう。

まず、郵便貯蓄銀行が成立したのは1860年というヴィクトリア時代の黄金期とされる時期であり、設立後郵貯は爆発的成長をみせたということである。1830年代以降の経験で国債の低利借り換えに貯蓄銀行資金を便利に使える事を政府は熟知してい、折から財政問題を抱えていた蔵相グラッドストーンによって政府がより直接にこの便益を享受できる政府直営の貯蓄銀行が設立された。それは、少額貯蓄者により便利で安全な貯蓄手段を提供するという名目を掲げていた。これが何との比較で便利かつ安全だとされたのが問題である。比較の対象は、伝統的貯蓄銀行であった。郵貯の設立法案審議は極めて淡々としたもので、議論が沸騰した気配もなければとりたてて異議の差し挟まれることもない、極めて順調な審議経過であった⁽¹¹⁾。しかし、例えば、グラッドストーンの側近が記しているように、この企ては明確な意図を持っていたようである。すなわち、伝統的貯蓄銀行たる信託貯蓄銀行は、不正行為が跡を絶たないといった問題だけでなく、勤儉貯蓄推進の本家本元を標榜してきた割には顧客の社会的階層がその理念とはかい離していること見逃しならぬとして、信託貯蓄銀行に郵貯を取って代わらしめそれらの漸次的消滅を図るという目標が設けられていたのである⁽¹²⁾。

ここで注目すべきは、19世紀初頭以来の歴史をもつ貯蓄銀行によって集められた大衆的な勤儉貯蓄がその預託先である国債管理委員会にとって、したがって政府の国債政策にとって、見逃しならない量的まとまりをもったものとして立ち現れていることである。ただし、このことは今に始まらない。既に30年代、40年代と、国債管理委員会内の貯蓄銀行基金は国債の低利借り替えの支持装置として機能させられた実績を持っているの

であった。2.5%と低く（信託貯蓄銀行との格差は0.5%強）しかも固定化された付利水準にもかかわらずの急成長ぶりは、前掲図に見て取れるとおりである。大衆的貯蓄の現代的かつ将来的な大量存在が、それらの利用価値とともに、政府によって認知されており、実際に期待に違わぬ急成長が口座数と貯金高の両方で果たされたということが示しているのは、19世紀後半期にあっては大衆的な貯蓄慣行と貯蓄実績が存在していたということである。しかも、全国的に万余の店舗網によった訳であるから、貯蓄の大衆的基盤はそうとう全国的に形成済みであったと考えられるのである。

個人貯蓄ないし勤儉貯蓄が旺盛な向上心を持った中流階級のいわば占有物ではなくなり大衆的広がりを持つに至っていたという状況は、少なくとも世紀半ばには成立していたと考えて良い傍証がある。すなわち、第一に、50年代の協同組合立法の試みである。40年代末から50年代初頭にかけていくつかの貯蓄銀行で、不正流用やそれを原因とした破綻が相次いだ。これを背景として、議会は労働者たちの貯蓄の安全な投資先を検討すべく調査をおこなっている⁽¹³⁾。これらの特別委員会は対を成しているのであって、協同組合に共鳴する庶民院議員によって主宰された。当時の法律体系が投資の足を鈍らせ、したがって労働者たちの貯蓄を妨げていると認定した上で、有限責任の協同組合法を制定することが提言された。これによって労働者の貯蓄が投資されるのみならず、「金持ちが貧しいものに金を貸す道が開け」労働者の協同事業が確かなものになるだろう、と期待された⁽¹⁴⁾。「一人前の労働者が、有限責任社員となれば、企業の成功と自分の利益とがむすびついていると実感することになり……、職工は自分の主人の財産に対して嫉妬しなくなるのだ」と、社会政策的な効能のほどを挙げて評価する論評も見られたのである⁽¹⁵⁾。これらの議会調査は立法に結び付けられた。1852年「実業共済組合法」つまり協同組合法の成立がそれである⁽¹⁶⁾。

こうした動きが直接に指し示しているのは、生産協働の理念を実行に移すべくそれに適合した組織形態を模索しかつその資本調達に工夫を凝らす

うという試みが世紀半ばに実在したということである。これには、その前史として、オーウェンによるコミュニティ型の協働の試みそしてその不首尾がもたらした失望の深さ、さらにそれを踏まえて消費協同組合運動へのシフトとチャーチスト運動の展開があった。したがって、キリスト教社会主義者と同調者たちによる、何か歴史的に突出した、たまさかの出来事であったと切って捨てることはできない。それだけではなくて、こうした出来事は、並みの労働者による自主的生産組織が構想されうる条件が、すなわち組織化のための資金調達がある程度は労働者の自己資金によって賄われ得るという見通しのたつような歴史段階にあったことを示唆しているであろう。事実、その後の生産協同組合運動の展開には、ただし株式会社に有限責任制度が付与されてからだが、いわゆる「労働者株式会社」も含まれていた。ある工場監督官たちは、得々として次のような報告を行ってさえいる。「協同組合は有限責任法の成立後に幾層倍にもなっている。それらは一般に職工たちから成り、各組合は1万ポンドないしはそれ以上の資本をもち、5ポンドないし10ポンドの株に分割され、応募済みの資本額に一定比例して借入れもした。借入金は職工や同様の階層の人々からの少額の金で成っていた。」「私の担当しているランカシャ地方のあちらこちらで、近年、工場所有の新しいシステムが勢いをえてきている。それはたまたま成功したので、結局は重大な変化をひきおこすこととなろう。私は、協働組合システム、もしくは有限責任法の下に株式会社によって設立された諸工場に言及したい。そこでは、株主は大体が職工であり、かつそうした職工の多くは自分たちがその部分所有者である工場において職工として賃金をもらって働きつづけている。」⁽¹⁷⁾この報告内容そのものが精確に史実にならっているかどうかは今置くとしても、同時代人によってさもあらん出来事として受けとめられたことの意味が、ここでは重要である。そうした了解は、並みの労働者にある程度の貯蓄が備わっているとの想定が可能であればこそ成立するものであろう。

さらに、1851年のロンドン万国博覧会に労働者向けモデル住宅が展示

され大いに好評を博したことはよく知られているが、この前後から建築組合の永續組合化が進行してい、60年代には顕著になっている。職域的あるいは地縁的絆に結ばれた組合員全員の住宅建設が完了すれば組織そのものが解散するといった、伝統的方式が新方式に取って替わられつつあったのである。この新方式の真骨頂は、住宅建設を求めない人々の貯蓄も受け入れることによってより速く目的を達成しようとするところにある。受け入れた預金に対して利払いを行ない、他方では住宅需要者に対して住宅購入用資金を貸付けるといった業務方式は、いわば車の両輪のごとく機能してこれから後の建築組合運動の拡大を支えることになる。建築組合における貯蓄取扱機関としての性格の強化と見なして良いであろう。

実は、新方式にはもうひとつあったのであって、19世紀後半に多くの設立が見られた。特に労働者向けを強調して活発な活動を行った、通称スター・ボウケット型として知られるものである⁽¹⁸⁾。同時代人からは詐欺まがいの「商売」と非難され、実際少なからぬ不祥事が続発した。数々の不祥事発生の影響は大きく、特に世紀末にあつては建築組合運動が総体として落ち込む結果をもたらしたのである。より低費用でより早く住宅取得を実現させるとの唱い文句がいつときにせよ多くの人々を惹きつけたという事実は、本稿の用意している文脈にとって決して軽くはない。すなわち、19世紀末期の住宅需用の大きさを窺わせるし、それは同時に当該期の労働者貯蓄の慣行とその普及ぶりが以前と比べて高まっていたであろうことを推量させるのである。

3-2 少額貯蓄をめぐる競争もあった

当該期における労働者貯蓄が見逃せない存在であったことは、これまで述べてきた状況証拠が物語っているだけではない。貯蓄者の社会的階層にまで遡及できる材料を欠くので少額貯蓄をめぐる分析になるが、19世紀末期になると貯蓄取扱機関間の競争について言及されることが多くなるのである。商業銀行が少額貯蓄を市場と見なしていなかったことは、既

に述べたとおりである。この商業銀行が少額貯蓄を射程におさめ始めるのが、この時期である。

貯蓄取扱機関間の競争となれば、郵便貯蓄銀行と信託貯蓄銀行が欠かせない。機能的には同種の、貯蓄銀行間の競争である。信託貯蓄銀行を過去の遺物と断じてそれにとって替わるべきものとして郵便貯蓄銀行が設立され、設立後の爆発的ともいうべき伸張ぶりについては、既にのべた（図1, 2, 3のシリーズ参照）。

郵便貯蓄銀行設立後の経過は、競争の名に値するであろう。例えば、1869年に政府は、信託貯蓄銀行には手を付けず郵便貯蓄銀行にのみ年間預金上限の100ポンドへの引き上げ、残高上限の300ポンドへの引き上げを適用することを立法化しようとした。信託貯蓄銀行ならびに同支持者達の反対によって法案は撤回されたが、これを機に両者の角逐は激化した。特に信託貯蓄銀行側の認識あらたとなり、独自の方策を講じて自衛する方向に向かわせることになる。信託貯蓄銀行は、1828年法のいわば休眠条項を利用して、特別投資部門を本格的に設立していくのである⁽¹⁹⁾。さらに世紀末以降の経緯には、この種の逸話が事欠かないのである。

この試みが「大口預金者」の継続確保ないしは新規獲得に有効であるという結果に帰したのはおそらく事実であろう。それゆえにジョンソンの推定が既述のようになされたのであるが、「大口預金者」≠労働者という仮説については判断を留保したい。この理由も既に述べたとおりである。

商業銀行が大衆預金を射程に収めるようになったことを象徴しているものとして、貯蓄銀行の貯蓄限度額引き上げに対する抵抗を先ず取り上げることができよう。19世紀半ば以降になるとこの種の抵抗が見られるようになるのだが、特に1880年の場合は強力であった。なかでも最大の信託貯蓄銀行が立地しているスコットランドでは、発券銀行は信託貯蓄銀行の発展を大いに不快に思い、保有限度額を200ポンドから300ポンドに引き上げようとする1880年法に抵抗した。私企業への不当な妨害と見なして強力に反対したのである。貯蓄銀行は政府へ資金を流し込むじょうごのよ

うなものに過ぎないのであって、預金準備を積むことがないからより高い利子をつけることができるのであって、国家がスポンサーになった不公平な競争だ、と断じられた。政府はかくして資金を引きつけることが出来る、さもなければ銀行が商業および産業に貸し出していた筈の資金をである、という立論もこれには絡んでいた⁽²⁰⁾。このときには、同様の論拠で、イングランドでもアイルランドでも商業銀行による強力な反対運動が展開された。

ちなみに、スコットランドでは、1874/75年商業銀行総預金76百万ポンド中26.7(35%)が300ポンド以下の口座(預金者数では88.7%)であった⁽²¹⁾。アイルランドでは、1880年6月現在、ベルファスト系銀行(Belfast, Northern, Ulster)の預金構造を見れば、預金者総数の9割、預金残高総額の5割が預金残高300ポンド未満の預金者によって占められていた。貯蓄銀行の預金残高制限が200ポンドから300ポンドに引き上げられることによって新たに競争にさらされることになるのは、預金者総数の6—7%、預金残高総額の10—12%であった⁽²²⁾。

ことは、抵抗という受け身の対応に限らない。より積極的な対応が銀行によって展開され始める時期として、当該期は注目に値すると考える。預金銀行化する商業銀行が射程に入ってくるわけである。およそ産業革命期には、限定された地域で部分的な分野でしか商業銀行は経営されなかった。したがって、大衆が市場として意識されることは無かったといえる。建築組合に関わる分野でも、産革期の銀行融資は極めて狭い範囲の産業に向けられていて、建設業者向け融資さえ例外的であったという。貴顕階層向けの住宅建設用経費に充当されるべくトンティンが発行され、その募集幹事団に受託者として銀行が名を連ねる事はあったが、それら住宅は並みの人々向けのものではなかった。実際、小規模住宅の建設が銀行によって大いに促進されたという形跡は一切無い⁽²³⁾。

19世紀は、産業革命期とさして変わらぬ状況で、最終四半期まで推移したと見える。しかし、遅くとも1880年代には、銀行の伝統的諸市場の

周辺部で機能している其他機関との競合が問題化していた。1894年、ミッドランド銀行は、郵便貯蓄銀行やヨークシャ・ベニー・バンクおよびその他金融機関と対等に少額貯蓄を獲得するための企画を導入している⁽²⁴⁾。

とはいえ、これは先駆的な試みであったと、コリンズはいう。大衆預金市場は銀行にとって商業ベースに乗らない市場と見なされてきたのであって⁽²⁵⁾、建築組合や貯蓄銀行が強力なライバルとして意識され、従来等閑視してきた少額貯蓄が注目されるようになったのは第1次大戦後のことだというのである⁽²⁶⁾。スコットランドでも、銀行は預金面で貯蓄銀行と競おうとは思ってもいなかったし、貸付面で質屋と競おうとも思ってもいなかった。スコットランド交換所加盟行が貯蓄部門を開設するのは1928年以降だと、チェックランドも指摘している。

にもかかわらず、ミッドランドの新企画を本稿の文脈でどの程度に評量すべきか、未だ確たるものを持たない。その理由は、この時期に労働者向けを標榜する幾つもの企てが出発しているからである。例えば、1888年にピープルズ・バンクがエディンバラに開設され、順当に成功裏の事業展開を行った。労働者階級用の特別銀行という大陸から借り物のアイデアによるものであったという。1944年にはスコットランド卸売協同組合に合併する。同種の試みはグラスゴウにもあり、マーカントイル・バンク・オブ・スコットランドとして知られた存在であったという⁽²⁷⁾。さらには、1895年に友愛組合として設立されたコーペラティブ・バンク・オブ・スコットランドがある。96年にはミューチュアル・バンク・オブ・スコットランドに、さらに1900年にはミューチュアル・バンクと名称変更しており、その起源と実態は怪し気な代物であったという⁽²⁸⁾。しかし、それだけに、かえって、当時における大衆貯蓄の広がりを示唆しているものとして興味深いのである。

以上、19世紀末に即して述べてきた事柄を勘案すれば、連合王国平均態とのずれが見られた1887年家計調査は、特異な例として処理されてはならないだろう。19世紀末に貯蓄習慣の衰退を言うことは、相当限定

された条件のもとで行なわれるべきであろう。ただし、貯蓄の拡大という時流に乗った新形貯蓄機関の設立が銀行として企図されたことを重視するならば、「銀行」の利用が極めて少ない1887年調査の回答者家計は、共済系重視の伝統的範型を示すものだともいえる。

- (11) *Hansard, Reports of Debates, &c.*, 1859; *ibid.*, 1860.
- (12) Horne, *A History of Savings Bank*, 1950; M. J. Daunton, *Royal Mail: The Post Office since 1840*, London, 1985, p. 100.
- (13) *Report from Select Committee on Investment for the Savings of the Middle and Working Classes*, 1850 [508]; *Report from Select Committee on the Law of Partnership*, 1851 [509].
- (14) *Report from Select Committee on Investment for the Savings of the Middle and Working Classes*, 1850 [508], Q. 847.
- (15) *Economist*, 18/5/1850.
- (16) この労働者たちのアソシエーションのために設けられた法律の成立は、協働組合主義者の自負心を強く支えた。彼らは精神的に大いに昂揚しただろう。当時の人々にとり、チャーチストの運動はまだつい昨日の出来事だった。彼らは、52年の「実業共済組合法」にチャーチストの「人民憲章」をもじって「協働組合主義者の憲章」という称号を与えた。同法の直接の目的は、友愛組合法の条文を商取引目的の組合（銀行業を除く）に適用できるようにすることにあった。労働者たちによる、労働者たちの生活・地位向上のための、労働者たちの商取引が公認されたのである。それも友愛組合法での特権をすべて確保した上でのことだった。商取引する点では普通の株式会社と同じとはいえ、出資証（Interest of Members）（Shareと通称）の譲渡は厳禁される旨、明文化されていた。
- (17) *Factories' Inspectors Report*, 1860。この点については、旧稿（「協働組合株式会社」渡辺佐平編著『マルクス金融論の周辺』法政大出版局、1980年）で詳しく触れた。
- (18) S. J. Price, *The Building Societies*, 1958; E. J. Cleary, *The Building Society Movement*, 1965; 島浩二「19世紀におけるイギリス住宅組合」『社会経済史学』vol. 59-3。
- (19) *Hansard, Reports of Debates, &c.*, 1867; Horne, *ibid.*, pp. 221-223.
- (20) S. G. Checkland, *Scottish Banking: A History, 1695-1973*, Collins,

1975, pp. 487-.

- ①) *Report from the Select Committee on Banks of Issue*, 1875, (352) IX.
- ②) Philip Ollerenshaw, *Banking in Nineteenth-Century Ireland: The Belfast Banks, 1825-1914*, Manchester University Press, 1987, pp. 138-)
- ③) L. S. Pressnell, *Country Banking in the Industrial Revolution*, Oxford University Press, 1955, pp. 249-53; *ibid.*, pp. 339-40.
- ④) A. R. Holmes & Edwin Green, *Midland: 150 Years of Banking Business*, B. T. Batsford, 1986, p. 101.
- ⑤) Michael Collins, *Money and Banking in the UK*, London, 1988 pp. 49-59.
- ⑥) Collins, *ibid.*, p. 216.
- ⑦) Checkland, *ibid.*, p. 514.
- ⑧) Checkland, *ibid.*, p. 514.

(未完)